

**改正**

平成5年6月25日要綱第5号

平成6年4月1日要綱第5号

平成6年6月8日要綱第7号

平成6年6月22日要綱第10号

平成13年2月1日要綱第7号

平成18年4月1日要綱第8号

平成19年3月31日要綱第4号

岡垣町老人日常生活用具給付事業実施要綱

(目的)

**第1条** この事業は、要援護老人及びひとり暮らし老人に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(実施主体)

**第2条** 事業の実施主体は、岡垣町とする。

(用具の種目及び給付の対象者)

**第3条** 給付の対象となる用具の「種目」及びその「対象者」は、別表第1に掲げるものとする。

(給付の申請)

**第4条** 用具の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請書を町長に提出しなければならない。

2 町長は、岡垣町老人日常生活用具給付事業を利用しようとする者の利便を図るため、老人介護支援センター等を経由して利用申請を受理することができる。

(給付の決定)

**第5条** 町長は、申請書を受理した時は、本要綱を基に審査決定し、その可否を文書により申請者に通知する。なお、その際には必要に応じ地域ケア会議等を活用すること。

2 町長は、用具の種類及び費用負担区分について、老人の心身の状況、住居の状況及び世帯の状況等を踏まえ決定する。なお、その際には必要に応じ地域ケア会議等を活用すること。

3 用具の給付個数は、別表第1に掲げる数を限度とする。ただし、以前に給付を受けた用具が別

表第1に掲げる耐用年数を経過した場合及び前項に規定する状況等により町長が特に必要と認めるときはこの限りではない。

(費用の負担)

**第6条** 用具の給付を受けた者（以下「給付対象者」という。）又はこの者の属する世帯の生計中心者は、別表第2の基準により、用具の購入に要する費用の一部又は全部を、直接業者に支払わなければならない。

2 費用負担者が負担すべき費用の額は、給付を受けた用具の数にかかわらず、同一年度内においては別表第2の基準による負担額を上限とする。

(費用の請求)

**第7条** 用具納入業者は、用具の購入に要する費用を町長に請求できる。

2 前項に規定する額は、用具の購入に要する費用から利用者負担額を控除した額とする。

(用具の管理)

**第8条** 用具の給付対象者は、善良な管理者の注意をもって用具を使用しなければならない。

2 町長は、用具の給付を実施するに当たっては、給付対象者が当該用具を給付の目的に反して使用したり、虚偽の申請に基づき給付の決定を受けたとき、この決定を取り消すことができる。

3 町長は、前項の規定により給付を取り消したときは、その者に対して当該用具及び給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

**第9条** 申請書等の様式、その他この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成4年10月1日から施行する。

附 則（平成5年6月25日要綱第5号）

この要綱は、平成5年7月1日から施行する。

附 則（平成6年4月1日要綱第5号）

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年6月8日要綱第7号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年6月22日要綱第10号）

この要綱は、平成6年7月1日から施行する。

附 則（平成13年2月1日要綱第7号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

**附 則**（平成18年4月1日要綱第8号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

**附 則**（平成19年3月31日要綱第4号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に改正前の岡垣町老人日常生活用具給付等事業実施要綱の規定による貸与を受けている者に対する貸与の期間については、なお従前の例による。

**別表第1**（第3条、第5条第3項関係）

種目	対象者	性能	給付個数	耐用年数
電磁調理器	おおむね65歳以上であつて心身機能の低下に伴ない防火等の配慮が必要なもの暮らしの老人等	電磁による調理器であつて、老人等が容易に使用し得るものであること。	1世帯につき1台	6年
火災報知器	おおむね65歳以上のねたきり老人、ひとり暮らし老人等	屋内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を發し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るものであること。	1世帯につき2台	8年
自動消火器	同上	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴出し初期火災を消火し得るものであること。	1世帯につき1台	8年

**別表第2**（第6条関係）

日常生活用具給付事業費用負担基準

利用者世帯の階層区分		利用者負担額
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円

B	生計中心者が前年 <u>所得非課税世帯</u>	0円
C	生計中心者の前年 <u>所得税課税年額10,000円以下の世帯</u>	16,300円
D	生計中心者の前年 <u>所得税課税年額が10,001円以上30,000円以下の世帯</u>	28,400円
E	生計中心者の前年 <u>所得税課税年額が30,001円以上80,000円以下の世帯</u>	42,800円
F	生計中心者の前年 <u>所得税課税年額が80,001円以上140,000円以下の世帯</u>	52,400円
G	生計中心者の前年 <u>所得税課税年額が140,001円以上の世帯</u>	全額

(注) 当該年度の6月までは、前々年の所得税額を適用する。